

河内長野市職員の懲戒処分に係る公表指針

1. 趣 旨

この基準は、市民に信頼される公正で透明な市政の確立とともに、公務員倫理の保持の徹底と不祥事の防止を図るため、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定に基づく職員の懲戒処分を行った場合の公表に関する基準を定めるものとする。

2. 公表対象

次のいずれかに該当する処分を行った場合は公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為にかかる懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為にかかる懲戒処分のうち、免職又は停職である処分

3. 公表内容

公表する処分の内容は次のとおりとする

- (1) 被処分職員の所属名
- (2) 被処分職員の職名
- (3) 被処分職員の年齢
- (4) 被処分職員の性別
- (5) 処分内容
- (6) 処分年月日
- (7) 処分に至った事実の概要

なお、警察等で被処分職員の氏名等が公にされている場合又は社会的影響が著しく大きいと判断される場合は、被処分職員の氏名を公表するものとする。

4. 公表の例外

次に掲げる場合には、公表内容の全部又は一部を公表しないことができるものとする。

- (1) 処分の対象となった被処分職員の行為による被害者のプライバシー保護及び人権等への配慮が必要で、その被害者が公表しないことを求めている場合
- (2) 公表することにより、被処分職員個人の権利利益を不当に害すると認められる場合
- (3) その他関係者に特に配慮する必要があると認められる場合

5. 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。

6. 公表方法

報道機関等への資料提供その他適宜の方法によるものとする。

7. 施行期日

この基準は平成18年11月1日から施行し、同日以降に行った懲戒処分について適用する。